

農中総研 調査と情報

2014.1 (第40号)

■ 視 点 ■

- 2014「国際家族農業年」を迎えて
— 私たちが主張すべきことは何か — 柳田 茂 2

■ レポート ■

● 農林水産業 ●

- 米制度改革の問題点
— 懸念される米価下落と稲作経営悪化 — 清水徹朗 4
- 土地改良の実施状況とその効果 石田一喜 6
- 家計調査にみるサケとマグロの消費動向 出村雅晴 8

● 農漁協・森組 ●

- 親子間相続による預貯金の動きについて 重頭ユカリ 10
- 相続相談サービスで後継世代との関係強化
— JA あいち豊田の事例 — 高山航希 12
- 神奈川県秦野市の新規就農支援の取組み
— 市、農業委員会、JA が共同設置した組織が機能発揮 — 渡部喜智 14
- 県域を超えた JA 間提携による農業関連施設の有効利用
— 広島県 JA 広島ゆたかと長野県 JA あづみの提携 — 尾高恵美 16

● 経済・金融 ●

- 2014年の国内経済・金融展望 多田忠義 18
- 2014年の米国経済・金融展望
— 金融緩和の効果などから成長加速へ — 木村俊文 20
- 顧客ニーズの多様化と金融機関のチャネル対応 渡部喜智・高山航希 22

■ 寄 稿 ■

- 現場から見た6次産業化制度の課題
一般社団法人 長野県農協地域開発機構 主任研究員 西井賢悟 24

■ 現地ルポルタージュ ■

- 町とともに多様な木材活用を進める下川町森林組合 安藤範親 26

■ 最近の調査研究から ■

- 当社の定期刊行物に掲載された論文を紹介するコーナー 28

■ あぜみち ■

- 伝統食を病院給食に取り入れて
秋田県厚生農業協同組合連合会 平鹿総合病院 栄養科 栄養技師長 木村京子 30

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

2014「国際家族農業年」を迎えて

— 私たちが主張すべきことは何か —

常務取締役 柳田 茂

1 日本農政の大転換

去る2013年は、日本の農業および農家にとって極めて重大な農政の方針転換がなされた年であった。3月のTPP交渉参加表明に始まり、6月に政府の成長戦略の主要政策課題として農業が盛り込まれたことから産業競争力会議や規制改革会議の俎上に農業改革が乗せられ、11月には米の生産調整の5年後廃止方針が決定されるなど、日本の農業のあり方に関わる大きな変革の嵐が吹き続けた。

そして、これら一連の農政の動きは、すべて「農業の担い手の構造改革」を促すもの、すなわち、農地の集積を強力に図るなかで農業生産の場に企業の参入を促し、農業経営の大規模化と株式会社化を進めようとするものであることに注意が必要である。

このような政策が推し進められていった先には、日本の農業と農村の姿は激変しているであろう。大規模化・株式会社化の本質は効率性の追求であり、そうした流れのなかで、小規模農家および中山間地域の農業と農村が生き残ることができるとは考え難い。わが国の農業が大規模企業経営体中心に再編されていくなかで、日本人のふるさとの心象風景とも言うべき里山の集落や棚田・段々畑の景色は、消滅の危機を迎える懸念が大きい。

2 国連「国際家族農業年」を制定

日本国内でこのような農政の大転換が行われている最中の昨年11月22日、国連は、「飢餓の根絶と天然資源の保全において、家族農業が大きな可能性を有していることを強調するため」2014年を「国際家族農業年」として定めることを決定した。

国連食糧農業機関(FAO)のシルバ事務局長は、「家族農業以外に持続可能な食料生産のパラダイム(模範例)に近い存在はない。家族農業とは、多様な農業活動によって環境と生物多様性を持続的に保全するうえで中心的な役割を果たす農業を意味する」と、「国際家族農業年」を定める意義を述べている。

現在世界では、人口爆発が続くなか、約70億人に達する総人口が飢餓に陥らずに生きていくために必要な食料の相当部分を5億世帯余の家族農家が生産していると推計されており、世界の食料需給の実態において家族農業の占める位置づけは依然として大きい。

ただし、なぜいま改めて「国際家族農業年」なのかというと、FAO事務局長が指摘しているとおり、飢餓対策のみならず「持続可能性」の観点において、家族農業の価値が企業的農業を上回るものとして今日的に見直されているからに他ならない。

3 「国際家族農業年」制定の背景

こうした見方は、長年にわたり世界の飢餓対策とりわけ発展途上国の農業育成に取り組んできたFAOの実証的研究のなかから生まれてきたものであり、傾聴に値する。

さらに、このような動きの背景として、08年に発生したリーマンショックが世界の価値観に与えた影響も見逃すことのできない要素として指摘できよう。それはすなわち、市場原理主義および効率性追求による経済成長至上主義への懐疑であり、安定・安全・信頼といった価値が見直されるなかで、「持続可能性」という概念がいま世界の方向性において急速に重みを増していると考えられる。

とりわけ農業の分野においては、リーマンショック直前に発生した世界的な穀物価格急騰の一因が効率性と利益追求に偏った企業の農業経営にあったとの見方もあり、そうした反省と大規模農業の自然資源や環境への悪影響への懸念等が相まって、今回の「国際家族農業年」制定につながったものと推定される。

4 世界の動きに逆行する日本

以上のとおり、今般の国連の「国際家族農業年」制定は、決して発展途上国のみを対象としたものではなく、家族農業の持つ安定性や社会性、自然資源や環境面も含めた高い持続可能性といった価値に対する世界的な再評価の象徴として捉える必要がある。

その証左に、EUにおいても「国際家族農業年」に呼応して、家族農業をヨーロッパ農業モデルの基礎として改めて位置づけようとする動きがある旨の報道も行われている。

このような世界の動きのなかで、いま日本は、安倍政権において「農業を成長産業に」の掛け声の下、企業参入による大規模化に一路邁進する姿勢を強めている。元来、安倍首相は農政改革を公約としておらず、すべては自らが掲げる「アベノミクス」政策の成功、すなわち「経済成長」を実現するため、農業改革にも取り組もうとしているにすぎない。このため、現在、産業競争力会議等の場で議論されている農業改革の内容は経済的効率性重視の施策ばかりであるが、実は世界では既にそうした考え方の弊害が広く認識され、家族農業の再評価という明確な形となってパラダイムの転換が行われつつある事実を日本も認識すべきである。

5 私たちが行うべきこと

新しく迎えた2014年は、日本農業のこれからを決する真に重要な一年となるであろう。

国家の安定と国民生活の安全に直結する重要な議論にあたって、前述した世界の潮流を踏まえつつ、いま日本の農業を支え環境や自然資源そして地域社会を守っている家族農業の価値について、国民的な認識と共感を広げていくことが何より重要である。

そのためには、まずもって私たち系統関係者自身が、家族農業の今日的価値と「国際家族農業年」の意義を正しく認識し、積極的にアピールしていくことが必要と考える。当研究所としても、その一助となるべく、正確かつタイムリーな発信に努めてまいりたい。

<参考文献>

・原弘平(2014)「2014国際家族農業年」『農林金融』1月号

(やなぎだ しげる)

米制度改革の問題点

——懸念される米価下落と稲作経営悪化——

基礎研究部 部長 清水徹朗

1 再び変わる米制度

昨年11月、農林水産省は「攻めの農林水産業」のための農政の改革方向を発表し、戸別所得補償制度の見直し、日本型直接支払制度の導入、生産調整見直し等の方針を示した。その内容は、民主党政権が2010年度より導入した制度を覆し、それ以前の「米政策改革」の路線に戻すものと言えるが、稲作の生産現場では政権交代のたびに変わる米政策に戸惑いが見られ、稲作経営の将来に対する不安の声も聞かれる。

2 政権交代後の経緯

12年12月の衆議院選挙で民主党が大敗して自公連立政権が成立して以来、安倍内閣は精力的に経済改革に取り組んできた。13年1月に日本経済再生本部と産業競争力会議を発足させるとともに経済財政諮問会議を復活させ、3月にはTPP交渉参加を決定し、「アベノミクス」と称する金融緩和に踏み切り、6月に「日本再興戦略」を策定した。

農業政策においても、13年5月に「農林水産業・地域の活力創造本部」「攻めの農林水産業推進本部」を立ち上げ、11月には米制度改革案を示し、12月に活力創造本部において「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定した。

3 今回の改革案の内容

今回の米制度改革案は「活力創造プラン」の付属資料「制度設計の全体像」で示されており、その主な内容は以下の通りである。

(1) 戸別所得補償の減額と5年後の廃止

民主党政権時代に導入された米の直接支払交付金(戸別所得補償)を、今後5年間これまで

の10a当たり15,000円から7,500円に減額し(制度の根幹は維持)、5年後の19年度に廃止する。

(2) 米価変動補填交付金の廃止

米の販売価格が標準価格を下回った際に減収分を補填する制度として導入された米価変動補填交付金を廃止する。

(3) 経営所得安定対策の対象者の限定

畑作物(小麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ等)の直接支払交付金は、これまで全ての販売農家・集落営農を対象とされていたが、15年産より対象を認定農業者、集落営農、認定就農者に限定する(14年産は従来通り)。水田・畑作経営所得安定対策(収入減少影響緩和対策、「ナラシ」)は、従来通り認定農業者と集落営農を対象とするが、規模要件(4ha以上等)ははずす。

(4) 日本型直接支払制度(多面的機能支払)の創設

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動(農地維持、資源向上)に対して助成金を支払う。農地維持と資源向上を合わせた助成金額(10a当たり)は、田は都府県5,400円、北海道4,220円、畑は都府県3,440円、北海道1,480円、草地は都府県495円、北海道250円とする。

(5) 生産調整の見直し

5年後を目途に行政による生産数量目標の配分をやめ、生産者等が中心となって需要に見合った生産を行うようにする。一部の新聞ではこれを「生産調整廃止」と報じたが、需給調整を全て否定しているわけではない。

(6) 飼料用米・米粉用米に対する助成制度の改革

食料自給率を向上させ水田のフル活用を図るため、飼料用米・米粉用米について単収に

応じて助成金が増加する仕組みを導入し、最大の支払額(10a当たり)を従来の8万円から10.5万円に引き上げる。

4 改革案の問題点と懸念

急激な制度変化は生産現場に混乱を与えかねないため、今回の改革案では激変緩和措置を設けており、本格的な改革は5年後になる見込みである。政府は今回の改革によって農村の所得が増加するとの試算を示しているが、一定の前提に基づいたものであり、所得が減少する可能性もあろう。

今回の改革案の問題点、懸念として、以下のことが指摘できる。

(1) 米価下落と稲作所得の減少

今後5年間は現行の生産調整の枠組みを維持するものの、5年後に行政による生産数量割当が廃止されると、生産者による需給調整が十分機能せずに米価が下落する恐れがある。その場合、米価変動補填交付金がなくなるため米価下落はそのまま稲作所得減少に直結する。

(2) 経営所得安定対策の対象者限定の問題点

経営所得安定対策(水田、畑作)を認定農業者と集落営農に限定するとしているが、稲作を行っている認定農業者は12万戸(認定農業者全体は24万戸)で稲作農家全体(117万戸)の1割に過ぎない。また、稲作を行っている集落営農は12千(構成農家44万戸)で、その稲作付面積(15万ha)は稲作全体の1割にとどまっている。日本の稲作の大宗を担っている零細な兼業農家が制度の対象からはずれてしまうと、所得減少のリスクにさらされ転作助成金も受け取れなくなり、稲作の生産基盤は弱体化するであろう。

(3) 飼料米・米粉用米の増産可能性

今回の改革後に米の需給調整が機能するかどうかは、飼料米、米粉用米の需要がどれほど

増加するにかかっている。増産のインセンティブが制度に組み込まれることになっているが、飼料米・米粉用米をいくら増産してもそれに見合った需要が伴わないと販売価格が下落してしまう。13年度において、飼料米が12万トン(22千ha)、米粉用米が2万トン(4千ha)、WCS用稲が27千ha生産されているが、飼料米、米粉とも前年度より生産量が減少しており、今後これらの生産がどの程度伸びるかは不透明である。

5 問題が多い政策決定過程

今回の米制度改革案の骨子は自民党の選挙公約に沿ったものであるが、その決定過程は拙速で問題が多い。EUや米国では農業政策の策定・変更の際に十分な時間をかけて議会等で検討し、その過程で様々な立場からの意見を聴取しながら進めている。しかし、今回の改革案は、産業競争力会議での短時間の議論を受けて十分な検討過程も経ずに発表された感が強く、稲作の生産現場では「また変わるのか」という諦観と無力感が漂っている。

03年に打ち出された米政策改革も同様の問題点を抱えていたため後に政治問題化したが、今回の改革案も米価下落や所得減少という結果になった場合は政治問題化する可能性があるであろう。

農業政策の方針は本来「基本計画」で決定されるべきものであり、今回の改革案はあくまで「案」であって法的手続きを経たものではない。今年新しい食料・農業・農村基本計画の策定作業が行われる年であり、来年(2015年)は農業センサスの調査も行われる。農業構造の実態を踏まえ、生産現場に納得感をもって受け入れられるような制度形成が必要であろう。

(しみず てつろう)

土地改良の実施状況とその効果

研究員 石田一喜

1 はじめに

土地改良とは農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業であり、農地区画の拡大や排水条件の整備を通して、農業生産性の向上に大きく貢献するものである。現行「土地改良長期計画」（農林水産省、2012年3月、5年ごとに作成）は、経営体への農地集積の加速化を目的とした大区画化・汎用化の重点的な推進を、これまでの長期計画よりも強調した内容となっている。また、現在議論が進められている「農地中間管理機構」では、中心的事業の一つに農地利用条件の改善が加えられ、機構負担による大区画化まで可能とする制度が検討されている。

農地集積に対する土地改良の重要性は広く認識され、今後の大区画化の進展とそれによる生産効率化が期待されているが、実際の土地改良の実施状況や農地集積に対する効果のデータに基づく検証は、いまだ十分とはいえない。

そこで本稿では、特に水田大区画化の実施状況とその効果に関する統計的な整理を行うこととした。

2 面積推移からみた土地改良事業の実施状況

まず、これまでの土地改良事業の実施状況

について、農林水産省『土地利用基盤整備基本調査』を用いた水田区画形状別の面積賦存状況から確認した。

戦後の土地改良によって、現在では水田面積の約60%に当たる155万haで既に20a程度以上区画への整形がなされている（第1図）。しかし、多くは30aから50a程度の圃場であり、長期計画で推進が目指されている50a以上区画の占める割合は約8%にとどまる。

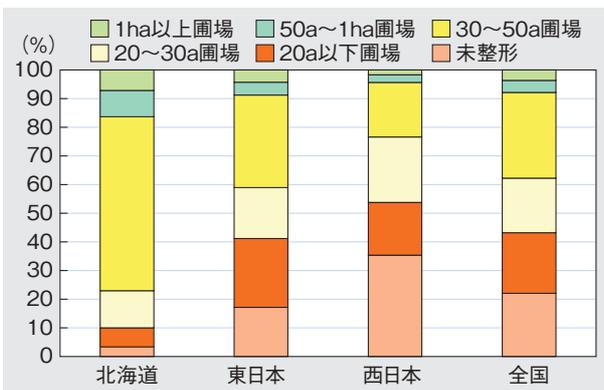
また、地域差も大きく、西日本では7割強が30a以下の圃場であり、水田の3割強は未整形水田となっている。一方、北海道や東日本では50a以上圃場への大区画化が近年大きく進められている。区画形状別面積の増減（第2図）をみると、20a以下区画の減少に対して、50a以上の区画面積は大幅に増加（4.3万ha）していることがわかる。

3 事業タイプからみた事業実施の状況

次に2000年以降に土地改良事業が実施された農業集落を、土地改良が「新規整備」なのか「再整備」なのかという観点^(注1)と、50a以上区画面積が増加したかという観点の2つから4つの事業タイプに分類し、地域別に集計した（第1表）。

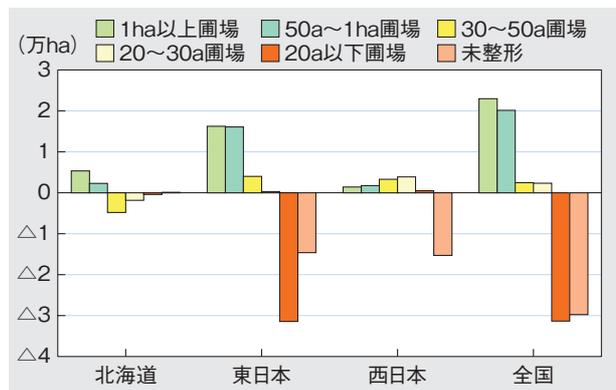
2000年以降、全国の農業集落の約5%に当

第1図 区画形状別水田面積の内訳（構成比）



資料 農林水産省「土地利用基盤整備基本調査」から作成
 (注) 2010年時点での区画形状別での水田面積の内訳である。

第2図 区画形状別水田面積の増減（地域別）



資料 第1図に同じ
 (注) 図中の増減値は2000年から2010年にかけての10年間の変化である。

たる4,137集落で「再整備」または「新規整備」が行われている。全国では「再整備」(2,057集落)と「新規整備」(2,080集落)の割合が50%ずつで拮抗しているが、北海道と東日本では「再整備」の割合が高く、西日本で「新規整備」の割合が高いという地域性がある。比較的条件が良好な地域での追加的な整備に加え、それまで条件が悪かった地域を対象とした新たな整備も多く取り組まれていることが示されている。

また、事業実施集落の4割を超える1,819集落で大区画圃場への整備が行われている。注目されるのは、半分の「新規整備」集落で大区画圃場への整備が実施されていることであり、これらの集落では急激な区画条件の改善が実現しているとみられる。

4 事業タイプ別にみた農地集積への効果

次に土地改良事業の効果を統計的に把握するために、土地改良事業実施集落と未実施集落の間で、耕作放棄地率、貸付耕地面積率、2ha以上農家率について2000年から2010年の変化率の平均値を比較し、土地改良の効果について第3図に整理した。

それをみると、土地改良実施集落では未実施集落と比べて、耕作放棄地率の低下、貸付農地率の上昇、2ha以上農家率の上昇が確認され(「大区画化なしの場合の効果」部分)、「新規整備」でより高い効果が得られていることがみてとれる。また、事業の実施そのものにも効果があるが、大区画圃場への整備によってより農地集積が進む(「大区画化による追加効果」)ことが明らかとなっている。

(注1)ここでは、2000年時点で20a以上区画水田が存在しない集落での整備を「新規整備」、20a以上区画水田が存在する集落での整備を「再整備」として分類し、整理した。

(注2)これは、規模要件を小規模事業にも対応する受益者数2者以上かつ事業費200万円以上に設定し、定率助成(事業費の2分の1)あるいは定額助成(10a当たり10~20万円)を行う事業である。通常の農業農村整備事業の団体営よりも要件が緩く、迅速かつ安価に大区画化・暗渠化の実現を可能とするものとなっている。なお、最近では水田の畦畔を独自で除去し、大区画として利用するという動きが大規模経営を中心に急速に進んでおり、水田を大区画として利用する動きが広まってきている。

第1表 事業実施タイプ別土地改良事業の内訳(構成比)

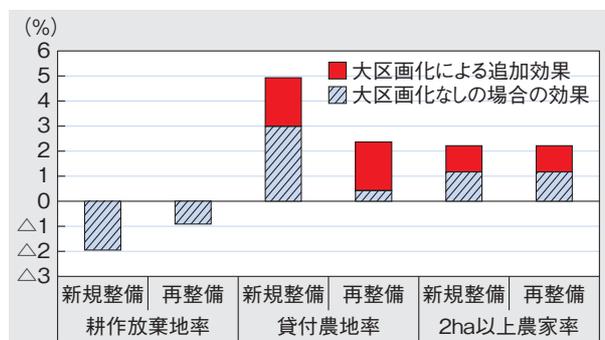
	北海道 (n=76)	東日本 (n=2,629)	西日本 (n=1,432)	全国 (n=4,137)
再整備	97	55	37	50
大区画整備あり①	78	23	9	19
大区画整備なし②	20	32	28	31
新規整備	3	45	63	50
大区画整備あり③	1	29	18	25
大区画整備なし④	1	15	45	25
大区画整備あり計(①+③)	79	52	27	44

資料 第1図に同じ

(注)1 北海道、東日本、西日本、全国のnは事業が実施された集落数。

2 「大区画整備」の有無は、「集落内の水田に占める50a区画以上の面積の割合が10ポイント以上上昇すること」を判断基準とした。

第3図 土地改良事業実施の各指標への効果
(土地改良実施集落と未実施集落との変化の差)



資料 「農業センサス」を用いて、筆者推計

(注)1 図中の値は、2000年から2010年にかけての実施集落の変化値の平均と未実施集落の変化値の平均を差分したものを、土地改良以外の変数の影響を統計的に除去し、土地改良の効果として把握したものである。

2 値がプラスであれば事業実施集落で高い値が得られており、逆にマイナスであれば実施集落で低い値が得られることを意味している。

5 おわりに

データ検証の結果、土地改良の実施及び大区画化が農地集積や耕作放棄地の減少につながっていることを示すことができた。近年、大区画化が進展しているが、地形条件などを理由として、西日本では東日本に比べて進展が遅れた傾向があった。しかし、「農業体質強化基盤整備促進事業」(注2)のように、小規模な土地改良にも対応する事業も用意され、迅速かつ安価な大区画圃場への整備が可能となっている。この事業の特徴は、実施主体にJAを国、県に加えて認めている点にある。今後はJAが事業実施主体となることも含め、東日本・西日本問わず地域のニーズに応じた大区画圃場への整備が計画・実施されていくことが期待される。より詳細な実態把握を今後の課題としたい。

(いしだ かずき)

家計調査にみるサケとマグロの消費動向

専任研究員 出村雅晴

「水産物の人気ナンバーワンはマグロ」という時代が長く続いたが、近年は様相が変わったようだ。スーパーなどでも最大の売れ行き商材とされてきたが、近年は店頭での売り場縮小やサクから盛り合わせといった販売(商品)形態の変化など、変調が目立つ。代わって目立つのがサーモン^(注1)で、メディアでも「老舗困った!『すし』に異変、人気はサーモンへマグロ後退」(2011年12月7日付日本経済新聞電子版)、「サーモン、食卓にぎわす」(12年6月6日付日本経済新聞)などと話題にされた。

「回転寿司に関する消費者実態調査2013」^(注2)によれば、「普段多く食べているネタ」は1位「サーモン」(43.1%)、2位「ハマチ、ブリ」(22.1%)、3位「マグロ(赤身)」(21.3%)、4位「イカ」(17.6%)、5位「マグロ(中トロ)」(17.4%)と続き、前年(39.0%)に引き続いて「サーモン」が1位となった。総務省の家計調査(12年)でも、サケの1世帯当たり年間の品目別購入数量(2人以上の世帯)は4,714g(サケ3,135g、塩サケ1,579g)と第1位となっている。

しかし、マグロも前者の調査では赤身と中トロを合わせて38.7%とダントツの2位、家計調査でもイカ(2,336g)に次ぐ第3位(2,227g)となっており、マグロの人気も引き続き高い。消費に関しては、サケとマグロが二大人気魚種という現状である。

本稿では、このサケとマグロの消費動向について、対比的に整理してみたい。

1 消費の現況

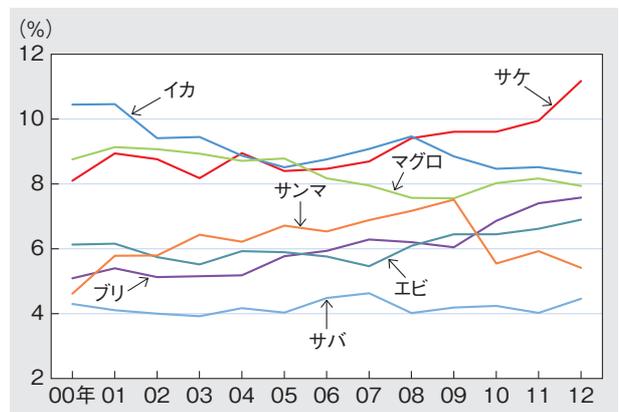
サケ、マグロとも基本的には東日本での消費量が多く、西日本での消費が少ない典型的な東高西低型の食材である。総務省の家計調査(12年/都道府県庁所在地別)によれば、両魚

種ともに消費が多いのは盛岡市、前橋市、水戸市、山形市、千葉市などである。その一方で、サケについては札幌市、青森市、秋田市、新潟市、マグロに関しては静岡市や那覇市などでの消費量が多く、都道府県別の消費にはこうした産地という事情や食文化なども反映している。

サケの消費は、かつては塩蔵品が圧倒的であったが、近年は生(冷凍品を解凍したものも含む)での消費が顕著で、代表的な消費地市場である築地市場の取扱数量でも、生鮮(7,056トン)・冷凍(30,370トン)が塩蔵(10,278トン)を大きく上回って78%(12年)を占め、しかもその割合は増加傾向にある。

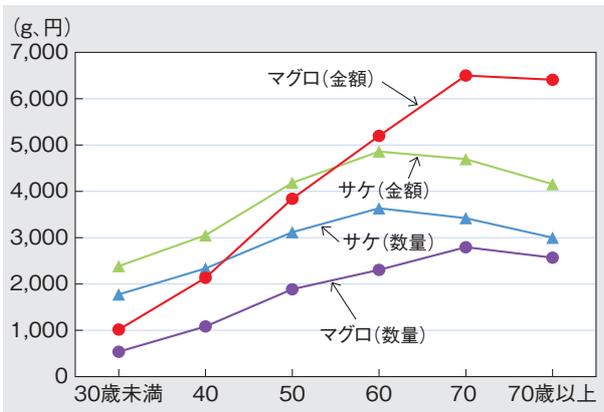
総務省の家計調査に基づいて、2000年以降の魚種別購入数量割合(以下「数量シェア」)の推移を整理したものが第1図である。数量シェアが高まっている魚種はサケ、ブリ、エビであり、マグロは02年を境に低下に転じ、現在は8%前後で横ばい推移している。結果として、05年前後にサケとマグロの数量シェアは

第1図 魚種別購入数量割合
(2人以上の世帯1世帯当たり)



資料 総務省「家計調査」から作成
(注) 魚種別購入割合は、当該魚種の購入数量を「鮮魚」購入数量で除して算出。

第2図 1世帯(2人以上の世帯)当たり年間購入状況



資料 総務省『家計調査年報』(平成24年)から作成

逆転し、以後その差は開きつつある。ただし金額シェアでは、12年時点でもマグロ12.6%、サケ10.5%であり、まだ逆転は起きていない。

2 今後の消費展望

「今後どうなるか」の視点で、家計調査における世帯主の年齢階層別の動向を整理した(第2、3図)。サケとマグロの消費に関していくつかの特徴が読み取れる。購入数量に関しては、サケ、マグロとも世帯主の年齢の上昇とともに増加し、ある年齢階層でピークを付けた後減少に転ずるといった基本パターンは同じであるが、特徴的なことを列挙すれば次のとおりである。

①全年齢階層にわたってサケがマグロを上回っている。

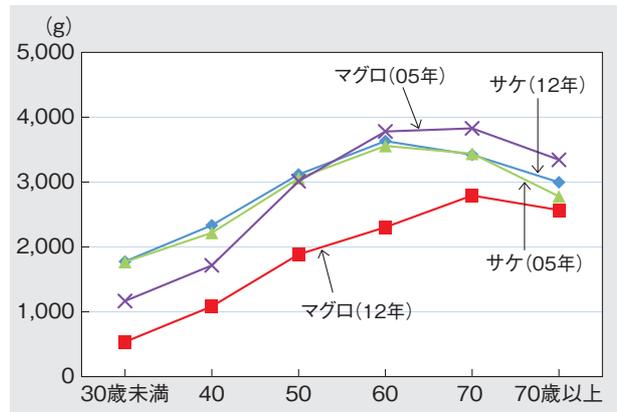
②購入量のピークは、サケが「50歳以上60歳未満」の世帯、マグロは「60歳以上70歳未満」の世帯である。

③50歳未満の世帯層では金額ベースでもサケがマグロを上回っており、この世帯層での

(注1)英語では、川に遡上して産卵、海に下るものを「サーモン(salmon)」(サケ)、一生を淡水でくらすものを「トラウト(trout)」(マス)と区分しているようであるが、わが国のサケ、マスの区分は明確ではない。本稿では、サケ・マス類をひとくくりにして「サーモン」あるいは「サケ」と表記する。

(注2)マルハニチロホールディングスHP(13年3月27日付ニュースレター)

第3図 1世帯(2人以上の世帯)当たり年間購入数量



資料 総務省『家計調査年報』(平成24年、平成17年)から作成

サケ選好は強い。

④マグロの場合は、世帯主の年齢階層が上昇するとともに購入するマグロの単価も上昇する(より高級なマグロにシフトする)が、サケでは大きな動きとはなっていない。

⑤12年と05年を比較した場合、サケの購入数量は全年齢階層にわたってほぼ同水準を維持しているが、マグロは全年齢階層にわたって減少し、とりわけ40歳以上70歳未満層での減少が大きい。

このような消費動向から、今後ともマグロよりもサケを選好する傾向は今後も続くものと思われる。その背景には、298円/100gのメバチに対してアトランティックサーモンやトラウトサーモンは178円/100g、198円/100gという相対的に安い価格のほか、刺身、塩焼き、フライ、ムニエル、サラダなど食材利用の多様性もあろう。しかし、なんといっても刺身など生食用の利用拡大が大きい。生食は、回転寿司や刺身盛り合わせなど外食や中食で一般化し、アトランティックサーモンやトラウトサーモンなど脂の乗った養殖サーモンの供給によって確実に拡大している。宮城県を中心とする地域でギンザケ養殖の震災からの復興が進んでいるが、その過程においては生食利用の拡大が重要なポイントになるのではないだろうか。

(でむら まさはる)

親子間相続による預貯金の動きについて

主任研究員 重頭ユカリ

1 はじめに

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によれば、65歳以上の人口増加とともに、死亡者数も2013年の125.8万人から、ピークを迎える39年には166.9万人へと増加することが見込まれている(死亡中位仮定)。

本稿では、親が死亡した場合に子弟にどのように資金が移転するかを概観し、JAを含む地域金融機関の対応についてみてみたい。

2 親子間相続における資金の流れ

フィデリティ退職・投資教育研究所が12年に行ったアンケート調査では、親子間の相続において、亡くなった親の遺産を子弟がどのように受け継いだかを調べている^(注)。具体的には、親が主に利用していた金融機関と、子弟が相続した資金を主に受け入れた金融機関を1つ挙げてもらっている。

第1図により、親が主に利用していた金融機関で子弟が相続資金を受け入れた割合をみると、都市銀行(73.8%)が最も高く、証券会社(65.0%)、ゆうちょ銀行(59.5%)と続いた。概

して、全国展開している業態の割合が営業エリアの限定される地域金融機関よりも高かったが、地域金融機関のなかではJAバンクが51.6%と最も高かった。

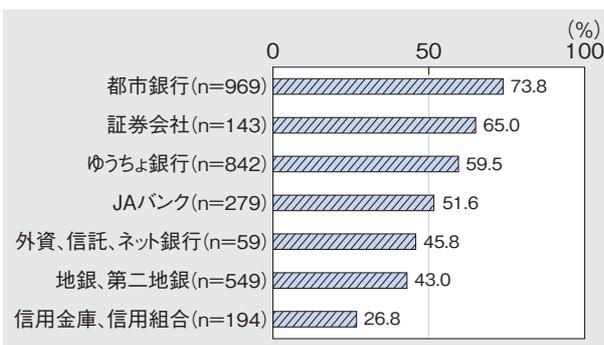
3 相続人の居住地が大きな影響

相続資金の受入先の選択には、親と子弟の居住地が大きく影響するとみられる。

前述の調査によれば、相続資金の受入に関係なく、もともと親と子弟が同じ金融機関に口座を保有していた割合は、親子が同居している場合には80.9%であったが、同じ都道府県で別居の場合は69.0%、違う都道府県で別居の場合は48.0%と低かった。

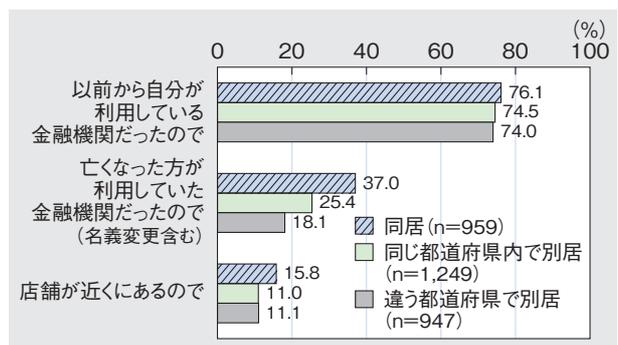
一方、相続人が相続した資金を受け入れた金融機関を選択した理由(複数回答)としては、同居、別居にかかわらず約4分の3の人が「以前から自分が利用している金融機関だったので」を挙げた(第2図)。ただし、「亡くなった方が利用していた金融機関だったので」の選択割合は同居している人の場合は37.0%と、違う都道府県に別居している場合(18.1%)の倍

第1図 親が主に利用していた金融機関で子弟が相続資金を受け入れた割合



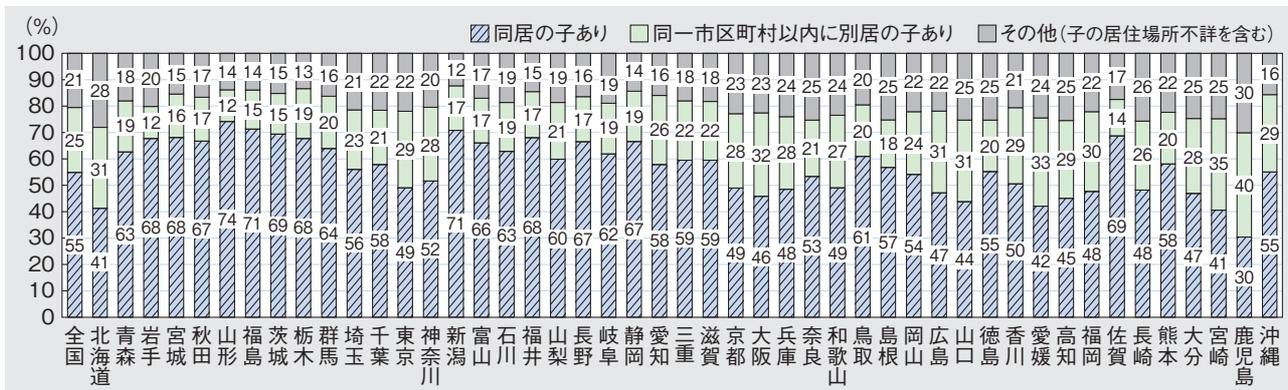
資料 フィデリティ退職・投資教育研究所「日本の相続と投資の実態 5500人の相続人アンケートにみる相続による資金移動」2012年3月から作成

第2図 子弟が相続した資金を受け入れた金融機関を選択した理由(複数回答)



資料 第1図に同じ
(注) 選択割合が上位3つの選択肢のみ表示。

第3図 子どもがいる65歳以上の高齢者の子との同居状況



資料 総務省「平成22年国民生活基礎調査」から作成

だった。

上述の結果からは、親子が同居している場合は、親が利用していた金融機関で子弟が相続資金を受け取る可能性が別居の場合よりも高いと考えられる。

4 子との同居状況は地域差が大きい

総務省の国民生活基礎調査によれば、子どもがいる65歳以上の高齢者のうち、少なくとも子の一人と同居している割合は、全国平均では55%であった。同居はしていないが同一市区町村以内に別居している割合は25%、それ以外の地域に別居等のその他は21%であった。ただし、この割合は非常に地域差が大きいことが第3図からはみてとれる。

5 地域金融機関では対応方を模索

地域金融機関にとっては、親と同居していない子弟とは相続の発生前に接触することが難しく、相続後には店舗が遠い等の理由で資金を引き出される可能性が高いため、どのように対応するかが大きな課題である。

近年では、相続で受け取った資金の預入に

対して金利を上乗せする「相続定期」を提供し、相続資金を獲得しようとする地域金融機関が増えている。さらに一部の金融機関では、親と離れた地域に居住する子弟にも預入してもらいやすいよう、支店の窓口以外にも受入チャネルを拡大している。例えば、中国銀行や愛媛銀行では相続定期をインターネット専用支店で預入することを可能にしている。また、大垣共立銀行では、同行の営業エリア内であれば、顧客が指定する場所にマネーアドバイザーが出向き、相続定期の受付や資産運用相談に乗る出張相談を行っている。

JAでは、親が亡くなる前に子弟とのつながりを深めようと工夫するケースが多いようである。例えば、子弟が盆や正月に帰省した頃合いをみはからって渉外担当者が訪問するJAや、本誌別稿にあるとおり、相続の発生前から相談対応を行うことによって、子弟の信頼を得るJAもある。

高齢者の死亡増を想定し、地域金融機関では、有効な対応方を模索しはじめた段階であるとみられる。一方で、前述のとおり、以前から自分で利用している金融機関で相続資金を受け入れた相続人が大半であることを考慮すると、相続にかかわらず、利用者自体を増やすということも金融機関にとっては重要であると考えられる。

(しげとう ゆかり)

(注)調査は、07年1月から12年1月に生前贈与を含まない遺産相続を受けたことがある、全国の20歳以上の男女個人5,500人を対象に、インターネットで12年2月に実施された。

相続相談サービスで後継世代との関係強化

—JAあいち豊田の事例—

研究員 高山航希

1 後継世代のJA離れが悩み

JAあいち豊田は愛知県豊田市とみよし市を管内とするJAである。組合員数は43,684人、うち14,737人が正組合員である(2013年3月末時点、ディスクロージャー誌より)。管内はトヨタ自動車の本社が位置することもあり、会社勤めの人が多く、近年では組合員の後継世代が農業を離れ、JAの利用からも遠ざかっているケースが増えているという。本レポートでは、相続相談を通じて後継世代との関係強化を目指す、JAあいち豊田の取組みについて報告する。

2 きっかけは業務を通じた税知識の高まり

同JAでは、不動産の管理や売買を行う地域開発部が相続相談サービスを行っている。相続相談を始めたきっかけは数十年前に遡り、地域開発部が不動産を取り扱うなかで職員の税に関する知識が高まったことから、それを活用する形で相続相談への対応を始めた。なかには相続税の試算ができるまでに専門性を高めた職員もいるという。その評判が徐々に広まり、相談者が増加したため、相続相談サービスを本格化させた。

同JAの相続相談サービスは、セミナーと個別相談の2本立てで行われている。そのうち相続セミナーは年に2回開催している。講師は税理士や司法書士などの専門家に依頼する。開催前に地域開発部の利用者や過去の参加者に対してダイレクトメールを送り、各回150人程度の参加者を集めているという。セミ

ナーは多数を対象にした講演会で、相談をする場ではないが、次に述べる個別相談を利用してもらうためのきっかけとなっている。

3 個別相談にはJA職員が立ち会う

個別相談には、開催日を限定した個別試算相談会と、随時受け付けている相続相談の2つがある。個別試算相談会は毎年6月から10月までの間に計15日前後開催しており、12年度には50件以上の相談を受けたという。個別試算相談会と随時の相続相談を合わせると、年間300から350件程度の相談実績がある。

個別試算相談会では申込者に予め資産明細の提出をお願いしており、相談会で相続税の試算結果を示す。併せて、現在相続に関して抱えている悩みや問題点についても事前に教えてもらい、相談はこれらを元に進められる。

相続税の詳細な試算や、分割協議に関する相談は、税理士や弁護士などの専門家の力を借りる必要がある。同JAの相続相談サービスの特徴は、単に専門家に取次いで終わりとするのではなく、JAの担当職員が相談に立ち会うことである。それにより、時に難解な専門家の説明をJA職員が分かりやすく噛み砕いて相談者に伝えることができるうえ、専門家の領域外の事柄についても、全体を把握し、かつ知識を持ったJA職員が、相談者自身で問題点の有無などを判断するための材料を提供することができる。さらに、農地の相続に関しては、JAなら作業委託先の斡旋等を行うことが可能である。

4 後継世代との関係構築等に効果

このように相続について職員と後継世代が話を重ねることで、後継世代にJAへの信頼が生まれ、以後は准組合員としてJAを利用してくれるようになるという。また、同JAの管内における相続税の取扱いシェアは上昇傾向にあるが(第1図)、これもこうした取組みによるものと思われる。

相続相談サービスの直接的な効果としては、地域開発部の開発相談課が扱う不動産取引のうち、過去の相続相談と関係している案件が無視できない割合を占めていることが挙げられる。これがもし、相続相談案件を税理士へ取り次ぐのみであれば、JAと相談者との関係は深まらず、取引もJAではなく税理士と関係の深い業者で行われることになる。

担当職員に加えて信用事業職員等も同席すれば、相談者の資産に関する情報を貯金商品等の推進に繋げやすくなるメリットもある。同JAでは、相続発生後の貯金流出の防止のみならず、新規貯金獲得の実績もあるという。

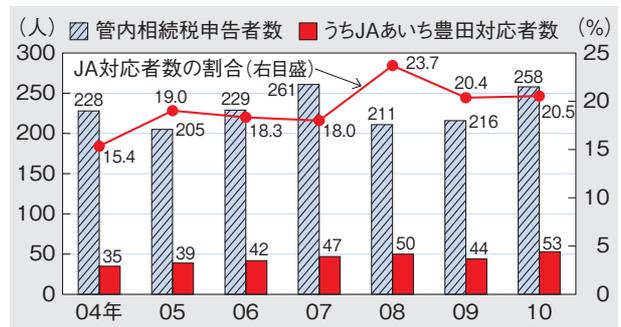
ただ、後継世代対策としての効果が表れるまでには長い時間がかかるため、効果を長期的視点で評価することが必要とのことである。

5 課題は専門的人材の育成と死亡時手続き

相続相談サービスに関連する課題として、同JAでは相続相談専門の人材の育成と死亡時手続きの2点を挙げている。

まず人材育成について、同JAでは業務を通じた習得や独学に加え、県中央会の研修会を利用しているが、専門性を一層高めるためには、できるだけ長期間、少なくとも10年程度は継続して相続相談業務に当たることが望ましいという。先輩職員が後輩職員を指導する

第1図 JAあいち豊田の相続税対応状況



資料 JAあいち豊田提供資料から作成

うえでもその程度の経験が必要だろう。しかし、JAとしてのコンプライアンス上、それより短期間で異動を行わざるをえないのが現状である。これは相続相談に限らず、多くのJAの様々な部門で共有される悩みであろう。

また、組合員が亡くなったとき、口座の名義変更等の諸手続きを遺族がJAの部門ごとに行う必要があることも、多くのJAが抱える問題ではないかという。例えばワンストップサービスで全ての手続きが完了するような仕組みがあれば遺族の利便性が向上するが、これには事業間連携を含めたJA全体での取組みが必要となろう。同JAでは、手始めに組合員の死亡情報をイントラネットで全部署に伝達する仕組みを導入したという。

今後、税制改正により2015年1月1日以降の相続について相続税の課税対象者の拡大が予定されており、相続相談の件数が増加すると予想される。JAにとっては貯金流出などの恐れがあるが、後継世代との関係の強化ができれば、危機を好機に変えることができる。JAあいち豊田の相続相談サービスはその一つの方法として、重要な示唆を与えてくれるだろう。

(たかやま こうき)

神奈川県秦野市の新規就農支援の取組み

—市、農業委員会、JAが共同設置した組織が機能発揮—

理事研究員 渡部喜智

1 多種・多品目の複合農業生産の伝統

神奈川県秦野市(以下「市」)は同県中西部に位置し、横浜市中心部までが40km弱、また東京都心までが60km程度の距離にある大都市近郊都市である(第1図)。

市の北側に丹沢山系、南側に渋沢丘陵があり、それらに囲まれた盆地状の地形となっている。このような地形から林野が多く、市面積の過半(53%弱)を占める。一方、耕地は市面積全体に対しては13%の割合だが、林野面積を除いた面積に対しては4分の1近く(24%)に及ぶ。市人口が17万人を数え都市化しているとはいえ、人家の近くの林野と耕地が緑豊かな里山を形成する環境だ。

市内耕地は1割が田、9割が畑地という構成だ。富士山噴火による土壌条件もあり、畑作が農業の中心となってきた。江戸時代中期から葉たばこ栽培が盛んとなり、麦、菜種、ソバ、落花生、茶、野菜など多品目の栽培が行われ、現在につながっている。葉たばこは野菜や花卉、果樹に代わったが、多種・多品目の複合農業生産の伝統が脈々と息づく。

同市を管内とするJAはだのは、組合員、准組合員との様々な地域の協同組合活動が日常的に盛んに行われていることとともに、全国のJA直売店舗の嚆矢である「はだのじばさんず」(以下「じばさんず」)によって有名だ。ただし、農業就業者の高齢化のもと、傾斜地も多いことから農作業が厳しい耕地を中心に、耕作を行わないところが出ている実情もある。新規就農支援は重要な課題となってきた。

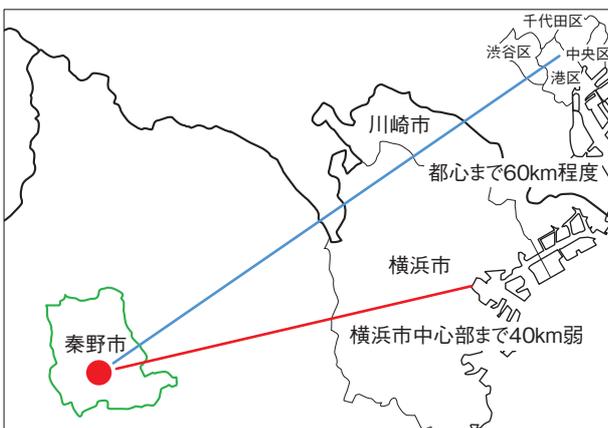
2 市、農業委員会、JAが共同設置した「はだの都市農業支援センター」が一貫的支援

外部からの新規就農希望者は、①農業技術の習得、②営農する農地等の生産手段の確保や必要資金の調達、③販売先の手当てや軌道に乗るまでの収入支援などに関する十分な情報と手段を必ずしも有していない。①、②、③について、どこに相談し、どのようにして解決策を得るのか、一貫したプロセスの支援が必要である。

これに対し、秦野市(行政)、同市農業委員会(農地の権利移転管理等)、JAはだの(営農、農産物販売、資材調達や金融など)が各々人材を出し合い、2006年に「はだの都市農業支援センター」(注)を設置した。同じ事務所で机を並べ情報を共有し、一体的かつ共同して新規営農希望者に対応することを目指した。同センターは、これを「ワンフロア化」と称しており、新規就農希望者が直面する①、②、③の段階的な問題に対し一貫的に支援する仕組みが構築された(第2図)。

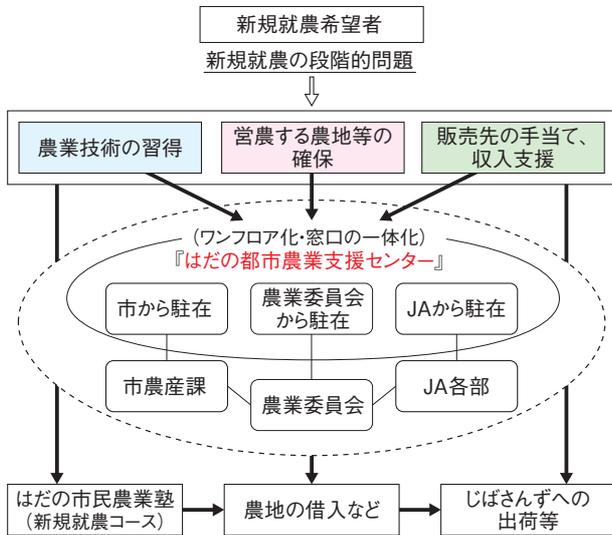
同センターでは、新規就農希望者に対しコンサルティングを行った上で、農業技術の習

第1図 神奈川県秦野市の位置関係



資料 国土地理院「電子国土基本図」から作成

**第2図 秦野市の新規就農支援システム
(簡略イメージ図)**



資料 JAはだの、はだの都市農業支援センターなどの資料から作成

得のため「はだの市民農業塾」新規就農コース(期間2年)での研修等を紹介する。1年目は講義と共同実習、2年目になると各自作成した年間営農計画に基づき多品目の野菜などを耕作する実践活動が中心となる。

13年度新規就農コースの講師を務める伊藤隆弘氏も脱サラの新規就農者である。05年から秦野市で農業を始め、市やJAなどの支援を受けながら、ブルーベリーや柿を含め安全・高品質をモットーに年間30品目程度の農産物を生産している。10年には「認定農業者」になるまで規模を拡大した。消費者と直接触れ合う観光農園事業にも着手し、地域の同業農園主との関係をはかり、集客力・知名度を上げる工夫も進めている。

同センターは、研修を終えた就農希望者に、農地の借入れを紹介・斡旋する。県の「農業サポーター制度」のもと、条件等をクリアすれば県農業公社が中間保有した農地を借入れ(利用権設定)し、就農するケースが多い。06

(注)本稿では新規就農支援に絞った説明をしているが、「はだの都市農業支援センター」は地域の農業振興全般を業務としている。



地産農産物を品揃えする「じばさんず」

年以降これまでに、54人が前述の研修を終え、そのうち42人が市内で新規就農者として農産物の生産に携わっている。

なお、収入支援策として、国の「青年就農給付金」の利用や「農の雇用事業」により被雇用してもらう方法などが用意されているが、新規就農促進に向け改善等課題も残る。

3 販売先としての「じばさんず」の存在

02年11月にオープンした「じばさんず」は売り場面積617m²、加工品等を含め300~400品目を陳列販売し年間10億円を売り上げる。産地間連携JAからの品揃え調達などはあるが、85%程度が地場産である(写真)。

「じばさんず」へは、出荷者組織に加入し決められた品質基準を守れば、少量でも委託販売の出荷を行うことができる。新規就農者にとっては頼りになる販売先だ。「じばさんず」への出荷は確かな現金収入を得る機会となるとともに、出荷農産物への消費者の反応を感じ、そのニーズに沿った営農への反映をはかる機会が得られる。

秦野市における共同で設置した「はだの都市農業支援センター」が新規就農希望者に一体的に対応し、かつ一貫した支援態勢を提供する取組みは、外部からの新規就農者を迎え入れるのに何が大切かを示唆するところが多く、今後の進展が期待される。

(わたなべ のぶとも)

県域を超えたJA間提携による農業関連施設の有効利用

—広島県JA広島ゆたかと長野県JAあづみの提携—

主任研究員 尾高恵美

1 はじめに

本稿では、JA広島ゆたか管内で生産したレモンを長野県のJAあづみで貯蔵・選果することにより、低コストで、国産レモンの周年供給体制を構築した事例を報告する。

2 JA広島ゆたか管内のレモン生産

JA広島ゆたかは、瀬戸内海の島部に位置している。管内は、比較的温暖で台風が少なくレモン栽培に適していること、管内農家が育成したトゲが短く作業性のよい品種を栽培していること、出荷適期が比較的長く労働分散できるために高齢の生産者でも栽培できることにより、レモン栽培面積が国内最大の広島県において、1位、2位を争う産地となっている。JA広島ゆたかの2012年産レモンの出荷量は1,784トン、販売・取扱高は3.5億円である。

3 業務提携の経緯

11年において、5,383トンのレモンの国内出荷量に対して、生食用輸入量は5万1,898トンと市場を席巻している。この背景には、価格差以外に、国産レモンは出荷時期が9月から4月であるため、レモン需要のピークとなる夏季に出回りが減少してしまうことがあった。国産を周年で安定的に販売するために、5月から8月の供給が長年の課題であった。課題の克服には産地の冷蔵倉庫の貯蔵能力の増強が必要であるが、貯蔵施設の新設にかかる投資額は多額であるため、JA広島ゆたかでは外部の施設の利用を模索していた。

JA広島ゆたかが施設の利用を依頼したJAあづみは、長野県中部の安曇野市と松本市の一部を管内とする。交通の便がよく、標高が高く冷涼な気候であるため品質保持の面で有利な立地条件にある。また、JAあづみは、リンゴを中心とする果樹の大産地にあり、12年

度の果実販売・取扱高は28億円である。産地化の過程で、JAあづみは冷蔵倉庫や選果所を整備してきた。

今回共同利用の対象となったのは、JAあづみ小倉支所の果実の冷蔵倉庫と選果所である。これら施設の利用期間は、7月中旬のモモから始まり、その後、ナシ(洋ナシを含む)やリンゴで使用するが、12月末までにおおよそ終了する(第1図)。

JA広島ゆたかからの依頼では施設利用期間は4月から8月であり、JAあづみでは遊休期間に施設を有効利用できると判断した。13年4月に両JAは業務提携を結び、JA広島ゆたか産のレモンをJAあづみの施設を利用して貯蔵と選果を行い、首都圏を中心に出荷する取組みを開始した。

4 貯蔵にかかる温度・湿度管理と出荷作業フロー

具体的には、JA広島ゆたかは4月に管内で収穫されたレモンを集荷して冷蔵車で輸送し、JAあづみの冷蔵倉庫で貯蔵する。5月以降にJA広島ゆたかからの出荷指示に基づいて、JA広島ゆたかと雇用契約を結んだ地元の作業員がJAあづみの選果所で選果しコンテナに梱包

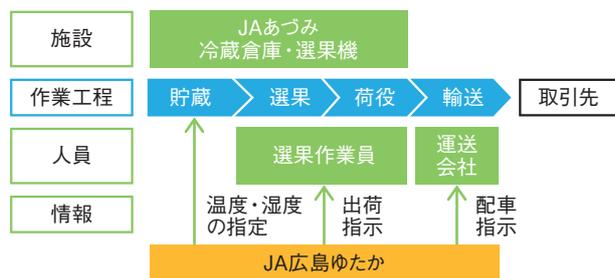
第1図 JAあづみ小倉支所の施設の年間利用計画



資料 聞き取り調査により作成

(注) ■は、JAあづみ産果実の、
■は、JA広島ゆたか産レモンの施設利用期間を示す。

第2図 レモンの貯蔵・選果にかかる作業フロー



資料 聞き取り調査により作成

して、JA広島ゆたかが配車した冷蔵車で取引先まで輸送するという流れである(第2図)。

レモンの品質保持に適した冷蔵倉庫内の温度と湿度は、JA広島ゆたかが指定する。また、選果・荷役作業を行う作業員との雇用契約や給与の支払いは、JA広島ゆたかが直接行う。

5 県域を超えた施設の共同利用の成功要因

今回の県域を超えたJA間連携による施設の共同利用が成功した要因として、1つめは、貯蔵中のレモンの腐敗を最小限に抑える技術が確立していたことである。JA広島ゆたかはレモンの貯蔵技術の研究に10年ほど費やした。

2つめは、今回共同利用の対象となった施設と付随設備のうち、補助事業を活用して取得した部分については法定耐用年数を経過し、償却済みであったことである。このため、補助事業の目的外使用には該当せず、施設を共同利用することが可能であった。

3つめは、運営面の工夫である。貯蔵中に腐敗果が発生した場合に施設を貸与する側にリスクが及ばない仕組みとし、また利用に当たり予め利用料金を定めて透明性を高めている。

6 施設の共同利用による効果

夏季の貯蔵量を拡大することにより、JA広島ゆたかはレモンを周年供給する体制を整えることができた。小売段階での国産レモンの売場確保によって、レモン生産者の経営の安定につながることを期待されている。

特筆すべきは、それを低コストで実現したことである。施設の利用料金は、レモンの売価で吸収可能な水準に設定されている。選果

所の建物と冷蔵倉庫については、使用月数に応じた利用料で課金され、選果機、フォークリフトやパレットについては、単価を決めて利用した重量に対して課金される。JA広島ゆたかにとっては、施設を自ら取得した場合には固定費負担が発生するが、賃借の場合には利用した期間と重量に応じた変動費となる。レモンは、寒波等の天候の影響により収穫量の変動が大きい。施設利用にかかる費用の変動費化によって、収穫量が計画より減少した場合にも、農業者ないしJAが固定的な費用を負担するリスクは回避され、経営の安定に寄与すると思われる。

一方、JAあづみでは、選果所の建物の減価償却費や維持費はJAの負担、それ以外の冷蔵倉庫、選果機、フォークリフトやパレットにかかる費用は利用者である農業者が負担している。JAあづみでは、施設の貸与にかかるJA広島ゆたかからの利用料収入についても、この配分方法に従って、選果所の建物の利用料についてはJAの収益とし、それ以外はJAあづみの農業者の負担分から控除しているため、JAあづみの農業者の負担はわずかであるものの軽減されている。

7 おわりに

一般的に青果物の場合、出荷期間が短期間に集中するため、産地での農業関連施設の利用期間は限られることが多い。今回のケースのように、当該産地での利用に支障のない範囲で他産地の農産物を含めて有効利用することは、流通費用の低減になるため、上述のように産地側だけでなく、消費者にとってもメリットがあるといえる。

補助事業との関連や、農産物の性質、施設の条件等を勘案する必要があるため、今回の共同利用の枠組みを他産地で直ちに活用できるわけではないだろう。しかし、固定費を変動費化しつつ販売戦略を実現する方法や、遊休期間に施設を有効利用して流通費用を少しでも低減するという考え方は、大変示唆に富んでいる。

(おだか めぐみ)

2014年の国内経済・金融展望

研究員 多田忠義

1 「アベノミクス」の1年

2012年11月14日、野田前首相が衆議院解散の意向を表明してから株高・円安基調に転じた。日本経済は13年に入り、15年近く続くデフレからの脱却に向け、金融緩和、財政出動、成長戦略の「3本の矢」で構成される「アベノミクス」で、安定成長経路への回帰を狙う1年となった。この具体像を、経済指標から振り返ってみたい(第1図)。

(1) 物価は徐々に上昇

アベノミクスによる円安効果や、中東情勢の緊迫化、電力の火力シフトに伴う光熱費上

昇などを背景に、エネルギーや輸入品が物価を押し上げたほか、需給改善による価格転嫁も散見され、物価は前年比1%近傍まで上昇している。

(2) 弱めの外需

13年5月22日、バーナンキ米連邦準備制度理事会(FRB)議長は、量的緩和策第3弾(QE3)の規模縮小開始を示唆し、新興国から資金が急速に流出した。その結果、金融資本市場が一時混乱して、日本の主要貿易相手国であるアジア諸国では景気が一時減速した。さらに、中国経済はぜいたく禁止令などで景気が減速したこともあり、円安が定着したにもかかわらず日本の外需は弱含み、13年7~9月期の経済成長率に対して、外需はマイナス寄与という結果となった。輸出は緩やかに回復しているものの、そのペースはなかなか高まる様相をみせない。

(3) 設備投資は徐々に回復

アベノミクス第3の矢である成長戦略は、民間投資を喚起することが目標とされてきた。実際、設備投資の伸びをしてみると、非製造業はすでに前年比プラスへ転換しており、製造業もマイナス幅を縮小させつつある。設備投資の先行指標とされる機械受注額の伸びでは、すでに前年比プラスの推移となっており、13年度後半にかけて、民間投資は活発化するものとみられる。

第1図 物価、生産・輸出、設備投資の動向



資料 総務省「消費者物価指数」、日本銀行「実質輸出入」、BIS「実質実効為替レート」、経済産業省「鉱工業生産指数」・「機械受注統計」、財務省「法人企業統計」、データはThomson Reuters Datastreamより取得し作成

2 2014年度の経済・金融見通し

以下では、これまでの現状認識を踏

まえつつ、海外経済の動向を加味しながら、14年度の日本経済・金融を見通していきたい(第1表)。

(1) 世界経済の見通し

まず、世界経済は、①米経済の緩やかな回復を前提に雇用改善が継続し、QE3の規模縮小を開始するタイミングを模索する、②中国経済は7%台の成長を維持する、③QE3規模縮小開始の思惑から新興国の金融市場ではマネー流出等により経済成長ペースが一時的に鈍化する、④欧州経済は英国、ドイツが先導する形で景気の底打ちを模索する、といった点を踏まえる必要がある。総じてみれば、世界経済は緩やかな回復へと向かう一年となろう。

(2) 増税による景気悪化からの回復が鍵

こうした世界経済の見通しを踏まえつつ、14年度の日本経済を見通す上で注目すべきは、消費税増税に伴う一時的な景気悪化がある程度の短期間で吸収可能か、それとも長引くのか、という点である。これは15年10月にも予定される消費税率の再引上げや、デフレからの早期脱却などアベノミクスの成否を握る重要な問題である。当総研の見通しでは、政府の経済政策によりある程度の賃上げが実現すること、世界経済の回復により外需が経済成長に寄与することや、設備投資が堅調に推移することを前提に、消費税増税による景気減速は1～2四半期にとどまると考えている。

なお、この増税に伴い景気の落ち込みが著しく、また物価上昇率の伸びが鈍化した場合、日銀は「量的・質的金融緩和政策」をさらに

第1表 2013～15年度 日本経済見通し

	単位	12年度 (実績)	13 (予測)	14 (予測)	15 (予測)
名目GDP	%	△0.2	2.4	2.4	2.2
実質GDP	%	0.7	2.6	1.1	1.4
民間需要	%	1.5	2.1	0.4	1.6
民間最終消費支出	%	1.5	2.7	△0.5	1.2
民間住宅	%	5.3	6.6	△5.6	△1.4
民間企業設備	%	0.7	0.7	3.3	4.3
民間在庫品増加(寄与度)	ポイント	△0.1	△0.3	0.3	△0.1
公的需要	%	1.4	4.3	2.0	0.2
政府最終消費支出	%	1.5	1.9	1.4	1.1
公的固定資本形成	%	1.3	15.6	4.4	△3.8
輸出	%	△1.2	4.2	5.6	4.9
輸入	%	3.8	4.6	3.7	4.1
国内需要寄与度	ポイント	1.5	2.6	0.8	1.2
民間需要寄与度	ポイント	1.1	1.6	0.3	1.2
公的需要寄与度	ポイント	0.4	1.0	0.5	0.0
海外需要寄与度	ポイント	△0.8	0.0	0.4	0.2
GDPデフレーター(前年比)	%	△0.9	△0.2	1.3	0.7
国内企業物価(前年比)	%	△1.0	1.8	4.1	2.5
全国消費者物価(前年比) (消費税増税要因を除く)	%	△0.2	0.6	2.7 (0.7)	1.7 (1.0)
完全失業率	%	4.3	3.9	4.0	4.0
鉱工業生産(前年比)	%	△2.6	3.2	0.9	1.9
経常収支(季節調整値)	兆円	4.4	4.4	6.8	8.9
名目GDP比率	%	0.9	0.9	1.4	1.8
為替レート	円/ドル	83.1	99.8	104.5	105.0
無担保コールレート(O/N)	%	0.08	0.08	0.06	0.06
新発10年物国債利回り	%	0.78	0.70	0.74	0.84
通関輸入原油価格	ドル/バレル	113.4	108.6	110.0	115.0

資料 実績値は内閣府「国民所得速報」など、予測値は農中総研
 (注) 1 全国消費者物価は生鮮食品を除く総合。断り書きのない場合、前年度比。
 2 無担保コールレートは年度末の水準。
 3 季節調整後の四半期統計をベースにしているため統計上の誤差が発生する場合もある。

強化・修正する必要に迫られるとみられる。当総研では物価上昇率が2%の目標に達することは困難と予想しており、日銀は14年夏を目途に追加緩和の余地を検討する可能性が高い。また、15年10月に再度引き上げる予定の消費税率は、予算編成の過程で織り込む必要があることから、14年末までには政府が最終判断するとみられる。

(内容は13年12月10日時点)

(ただ ただよし)

2014年の米国経済・金融展望

——金融緩和の効果などから成長加速へ——

主任研究員 木村俊文

1 景気の現状

米国経済は、2009年6月に景気底入れして以降、回復局面が続いている。13年を振り返ると、年初に給与税の減税措置が失効し、3月からは強制歳出削減が発動されたほか、10月には14年度予算や債務上限の引上げをめぐる政府機関が一時閉鎖する事態も発生した。

こうした財政問題は米国経済の足かせとなっているものの、第1図に示すように緩やかな雇用回復が継続するなど、これまでのところ実体経済の減速にはつながっていない。

2 財政の先行き不透明感が続く

財政問題については、議会下院で与党民主党が少数の「ねじれ状態」が変わらないことから、財政健全化に向けた議論が進まず、短期的な先送りが繰り返されている。

米議会は、13年秋に14年度予算案と債務上限引上げについて審議したが、野党共和党が14年11月の中間選挙を控え勢力拡大をねらってオバマケア(医療保険改革法)の大幅修正を求

め、瀬戸際まで強硬姿勢を続けたことから協議が難航した。この結果、14年度予算案が成立せず、10月1日から政府機関が一部閉鎖する事態に陥り、さらに債務上限引上げの期限も迫り、債務不履行(米国債デフォルト)への懸念が強まった。結局、野党共和党が最終的に譲歩したことで、期限直前に暫定予算(14年1月15日まで)と実質的な債務上限引上げ(14年2月7日まで)に関する法案が可決し、事態は収拾された。

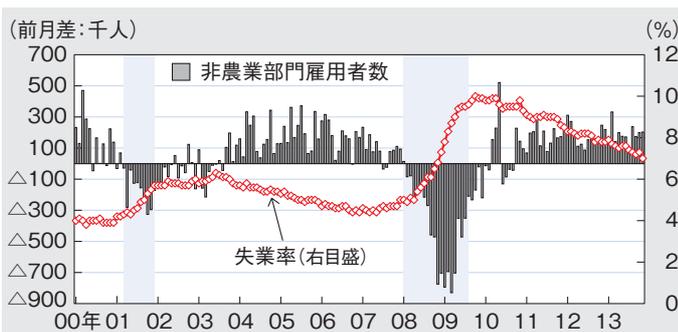
当面の財政運営方針を検討する超党派委員会は、13年12月に期限以降の予算継続のほか、強制歳出削減の一部減額措置で合意したものの、債務上限の取扱いについては決まらず、14年2月に財政問題が再燃する可能性もある。

3 金融政策は緩和維持

一方、金融政策に関しては、月額850億ドル規模で国債等の債券購入を行う量的緩和策第3弾(QE3)など、連邦準備制度理事会(FRB)による超緩和的な政策が継続している。QE3

については、13年5月下旬にバーナンキFRB議長が規模縮小開始を示唆する発言をして以降、縮小観測が高まり、9月の連邦公開市場委員会(FOMC)で決断されるとの見方が強まった。しかし、FRBは、①経済指標の改善が不十分であること、②住宅ローンなど金利上昇を懸念したこと、③財政協議の行方が不安視されることを理由に挙げ、

第1図 米国の失業率と雇用者数の動向



資料 米労働省、NBER
(注) 部分は景気後退期。

9月のFOMCでは縮小開始を見送った。また、緩和政策に前向きな「ハト派」で知られるイエレン次期FRB議長が、11月の指名承認公聴会で引き続き現行の緩和政策を維持することを示唆したことから、いったん縮小観測は後退した。

ただし、その後に公表された10月開催分のFOMC議事要旨で「FRBの見通しに沿った雇用の改善が確認できれば、今後数か月でQE3の規模縮小に着手できる」との認識で一致したことが判明したことに加え、好調な経済指標も散見されることから、近いうちに規模縮小が開始されるとの見方が広まっている。もちろん、FRBが規模縮小を決定したとしても、しばらくは債券購入が続くことから、緩和策はその後も継続すると見るべきであろう。

4 2014年の見通し

こうした財政・金融政策を前提に米国の実質GDP(国内総生産)を構成する主要項目について個別に見ると、まず、個人消費は、リーマン・ショック後に続いていた家計のバランスシート調整がほぼ終了したものの、所得の改善が遅れており、年末商戦もやや不調気味に推移したこともあり、14年前半にかけてやや弱い動きが続くと考えられる。ただし、株高による資産効果の好影響も期待されることから、悲観する必要性は薄いだらう。また、設備投資は、先行指標となる非国防資本財受注が減少傾向を示していることから、増勢ながらもやや弱い動きが続くと予想する。一方、住宅投資は、緩和政策の継続観測を背景に住宅ローン金利の上昇圧力が一服していることから、引き続き増加傾向で推移すると見られる。しかし、外需については、足元で持ち直

第2図 米国の経済成長率の推移



資料 米商務省

しの動きが見られるものの、欧州や中国など海外経済の回復が緩慢であることから、米国からの輸出も増加ペースが鈍いまま推移すると予想する。また、政府支出に対しては、13年3月から強制歳出削減が開始されたが、14年も一部減額されるとはいえ継続することとなり、今後も緊縮財政の強化から厳しい歯止めがかかると予想する。

なお、FRBによるQE3規模縮小は14年3月までに実施されると想定するほか、現状のゼロ金利政策は15年後半まで維持されると予想する。

以上をまとめると、14年の米国経済は春頃まではやや低調な動きとなるが、その後は13年前半にあったような財政面からの景気減速効果が薄れることに加え、これまでの金融緩和策により内需の自律回復が始まると考えられることから成長率は加速すると見込まれる。年間の成長率は、第2図のとおり、13年は前年比1.7%、14年は同2.8%、15年は同3.0%と予想する。

ただし、財政問題で再び混乱することになれば、米景気が下振れするリスクもあるだろう。

(13年12月11日現在)

(きむら としおみ)

顧客ニーズの多様化と金融機関のチャネル対応

理事研究員 渡部喜智
研究員 高山航希

1 金融機関店舗に向く時間確保の困難

「金融取引ニーズの多様化」に対し、金融機関が「的確・適切かつ効率的」に伝えていくことは重要であり、様々な取組みが試行されつつある。本稿ではその動きをチャネル戦略の側面から述べる。

顧客の生活や意識の変化から生じると想定される金融取引ニーズを考えてみよう。

まず注目したいのは、被雇用者世帯における共働き比率の増加である(第1図)。同比率は、過去10年ほどの間に、景気変動等による多少の停滞はあったものの、約53%から58%超へ上昇傾向をたどってきた。これを妻の年齢階層別に見ると、2000年から12年の間に、妻が25～34歳層の共働き世帯比率は約40%から約53%へ、同じく35～44歳層では約58%から約60%へ、45～54歳層^(注1)では約64%から約69%へ、それぞれ上昇した。

以上から、子育て世代を中心に夫婦が共に平日働く被雇用者世帯が、増えていることが分かる。景気や育児支援などの外部環境条件にもよるが、共働き比率の上昇傾向は将来に

わたり持続するものと予想される。

そして、平日の日中に金融機関店舗に向き金融取引に時間をかけることが、多くの世帯で厳しくなっていると考えられるだろう。

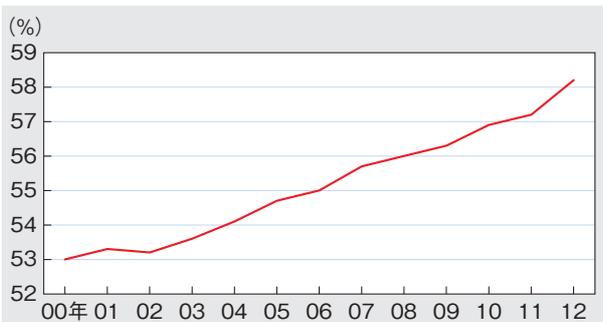
2 高い金融コンサルティング・ニーズ

二つ目は、老後生活など将来不安の増大と、それに伴う生活設計の必要性の認識である。

金融広報中央委員会の調査(12年実施)によれば、貯蓄(金融資産)が非保有の階層から700万円未満の階層までは8割程度、2,000～3,000万円未満の階層でも6割超が、老後が心配と回答している(第2図)。

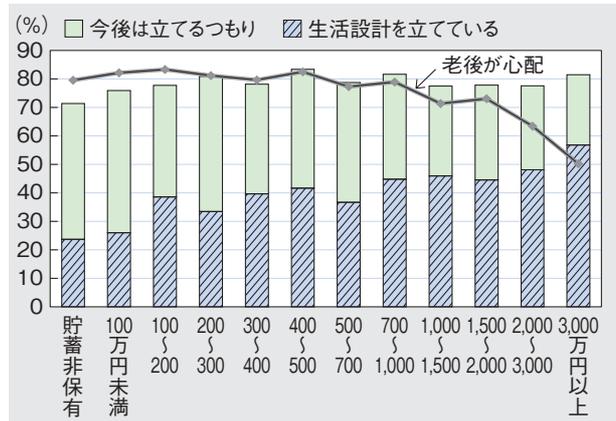
これに対し、生活設計をすでに立てていると回答した比率は、貯蓄が増えるに伴い高まるが、全体では約38%にとどまる。ただし、今後は立てるつもりという回答の比率も貯蓄100万円未満の階層で5割あるなど、生活設計を立てることへの潜在的な指向は強いことが観察される。年齢階層別に見ると、近年は20～30歳代の若年層において生活設計の必要性の認識が強まる傾向がうかがえる。

第1図 夫婦共働き(夫が被雇用者で、妻も就業している)比率



資料 総務省「労働力調査基本集計」(11年は岩手、宮城、福島^(注)の3県除外)
(注) 夫婦共働き比率=夫が被雇用者で妻も就業している世帯数÷夫が被雇用者の世帯数

第2図 生活設計と老後不安



資料 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査(12年)」から作成

以上のアンケート結果は、潜在的な層を含めれば顧客の大宗が老後に備えた生活設計の重要性を認識しており、長期的な資産形成や金融商品の利用、および適時必要な借入れ等にかかる金融コンサルティングのニーズがあることを示している。

3 チャネルの融合活用が重要

日中に金融機関店舗に出向くことが難しくなっている顧客が増している半面、金融機関に相談し様々な情報を得ることの必要性が、高まっていることは確かである。

これに対し、若年者を中心とするマス層から富裕層まで、様々なチャネルやコミュニケーション手段を組み合わせ、時間と場所の利便性を高める「チャネルの融合活用(オムニチャネル化)」をはかるかが課題になる。

平日の日中に金融機関の店舗に出向く時間が取りにくい顧客に対する対応の一つは、インターネット・バンキングの利用範囲の拡大があげられる。直近では、スマートフォンにより操作性の向上、提供情報量の増加がはかられている。時間と場所を選ばない利便性に加え取引安全性への信頼の高まりもあり、インターネット・バンキング契約者は着実な増加が見られる。それは大都市と地方を問わなくなりつつある。地域銀行においても、個人口座数(CIF数)に対する同契約者数の比率が2割を超えたところもあるようだ。^(注2)

4 セルフ処理の拡充への試みと効果

チャネルの融合活用における重要な要素として、店舗チャネルがあるのは言うまでもない。日中忙しい顧客を中心に、金融機関店舗に出向き金融取引や金融相談などを行うため、

営業時間延長や土日営業のニーズが想定される。これまで土日営業はローンセンターでの相談が中心だったが、都市部の中心支店店舗での土日営業化を構想・計画する地域銀行も出ている。

また、金融取引を職員の手を経由しない、顧客自身による自己完結的なセルフ処理対応の拡充も、営業時間の延長などに結びつく試みとして注目される。完全セルフ化は現状難しい面もあるが、顧客案内等の人員を残し、省力化も可能となる。一方、顧客は仕事帰りの道すがらなどに開いている店舗で待ち時間もなく、セルフ処理で用を済ませるというメリットがある。

そのセルフ処理は現在のところATMが中心だが、その機能アップも見られている。また、その他の機械でも開発が進んでいる。例えば、ハイカウンターでの処理に関して、「電子記帳台」の導入が始まっている。これは顧客による伝票記入を電子化するものであり、郵便番号を入力すると対応する住所が自動で入力される等、一部が自動化されている。さらに静脈等の生体認証との組み合わせにより、印鑑レス化や伝票記入レス化なども可能となり、セルフ処理の範囲拡大がはかれる。税金の収納に関しては、用紙フォーマットが極めて多様なうえ変更も少なくないため、完全セルフ化は難しい面があるが、自動化の試みが進められている。

そして競争力向上のうえで最も重要なのは、金融コンサルティングなど個別かつ標準化できない顧客ニーズへの対応だ。そのようなニーズに応えるには、個人リテール部門における人員の営業シフトも必要になる。近年の地域銀行における中期(3年)経営計画を見ると、支店事務の合理化・本部への事務集中、本部スタッフ人員見直しなどを通じ、全従業員の5%超を営業シフトしている事例が多い。

金融機関にとって、顧客満足度の向上に向けてヒト＝質の高い営業人員と、モノ＝場所と時間に関し利便性の高いチャネル提供の両面追求が求められている。

(わたなべ のぶとも・たかやま こうき)

(注1) 自営業世帯の共働き(夫、妻ともに就業)率は70%台半ば、同じく農林漁業世帯の共働き率は70%台前半の高水準で横ばいで推移。

(注2) 八十二銀行は、個人のインターネット・バンキングに先進的に取り組んできた地域銀行の一つだが、インターネット・バンキング契約者数は13年9月末に32.8万人となり、同契約者の個人CIF数に占める比率も2割以上になったと推定される。

現場から見た6次産業化制度の課題

一般社団法人 長野県農協地域開発機構 主任研究員 西井賢悟

1 サポートセンター機能の概要

2011年3月、いわゆる6次産業化法が施行された。この法律では、生産・加工・販売について一体的な取り組みを行う農林漁業者の事業計画を「総合化事業計画」として国が認定し、その上で認定者に対してハード・ソフト両面での補助金等の支援措置を講ずることとした。また、こうした制度の推進を図るために、各県に専門支援機関として「6次産業化サポートセンター」を設置することとした。

長野県では、2011年7月より長野県農協地域開発機構がこのサポートセンターを務め、2013年11月にその機能を県に移管して役目を終えた。当機構が開設したサポートセンターでは、筆者も含む研究員3名で事務局を構成し、さらに流通・マーケティング・食品加工などに精通した外部の専門家5名程度をプランナーとして常時派遣できる体制を敷いた。また、国の窓口である関東農政局長野・松本地域センターと緊密に連携し、両地域センターと一体となって長野県における6次産業化の活性化を目指した。

2年4カ月にわたってサポートセンターの任に当たる間、ほぼ連日農林漁業者からの問い合わせがあり、そのうち実際に面談して相談対応を行ったのは概ね200事業者、延べ相談回数は900回を超えた。当サポートセンターでは、事業者からの相談があるとまず事務局が面談して経営の現状や今後の事業展開の意向を把握し、より専門的な支援が必要な場合にプランナーを派遣した。事務局とプランナー

による相談は「総合化事業計画」を申請すれば終わりではなく、認定後も計画の着実な実践に向けて随時対応することに努めた。

2 現行制度の意義と課題

さて、2013年11月末現在、長野県では北海道・兵庫県に次いで多い71の事業者が「総合化事業計画」の認定を受けており、当該制度の現場への浸透が進んでいる。ただし、認定に至っていない事業者が多数に及んでいることも事実であり、その理由としては以下の点があげられる。第一に、事業計画づくりにかかるノウハウ不足、第二に、ハード事業の要件が厳しいこと、第三に、認定する事業の対象を「新商品」に限定していることである。

まず、第一の点であるが、「総合化事業計画」には今後3～5年間を見据えた「新商品」の開発と販路の開拓計画、それらを実施する際の連携先等を明記する必要がある。審査に耐え得る計画とするにはさまざまな情報収集や分析、連携先との調整が不可欠であり、その結果、内容を詰め切れずに申請を断念するケースに何度も遭遇してきた。「総合化事業計画」は事業者にとって決して容易なものではない。しかし、自らの経営を深く考えるよい機会になっていることは間違いなく、現行制度の最大の意義はここに見出すことができる。

次に、第二の点であるが、事業者の相談の中には「加工設備の補助金が欲しいので認定をとりたい」といったものが多数あった。ところが、ハード事業には直近の経営状況や仕

入原料に対する制限など、「総合化事業計画」よりも厳しい要件が課せられる。サポートセンターでは、ハード事業が難しい場合、代替案として例えば委託製造による事業化を提案するのだが、「補助金ありき」の事業者を翻意できないケースは少なくなかった。

一方、第三の点についてであるが、認定対象を「新商品」に限定することは二つの観点から問題を含んでいる。ひとつには、事業者がすでに販売している商品を支援の対象にできないことであり、例えば「既存の加工品の販路を増やして売上を伸ばしたい」と考える事業者に対して、現行制度は支援ができないのである。もうひとつには、「新商品」の対象を農産加工品等に限定し、農家民宿等のサービス業としての取り組みを支援できないことである。事業者から見れば6次産業化はあくまで自らの経営を発展させる手段であり、「新商品」にこだわる理由はない。制度のあり方について見直しが必要といえよう。

3 農村ビジネス政策としての再設計

そもそも6次産業化は、農林漁業者にとって経営の多角化を意味するものである。多角化が成功する経済的根拠は一般的に「範囲の経済」にあると考えられ、それは複数の事業を同時に営むことにより、それぞれの事業を独立して行っているよりコストが割安になる現象を指す。支援の対象を「新商品」に限定することは、事業者がこの「範囲の経済」の恩恵に浴することを難しくさせているのではないか。

例えば、現行制度ではハード事業で導入した施設で製造できるのは「総合化事業計画」に掲げた「新商品」だけであり、既存商品は

この施設で製造できない。また、ソフト事業を活用して商談会用のチラシを作成する際に、そこには「総合化事業計画」に掲げた「新商品」しか掲載できず、既存商品については別途チラシを作らなければならない。このように現行制度ではさまざまな場面で「新商品」だけを切り分けすることが求められる。このことは事業者が柔軟な経営行動を図る上での足枷となり、競争力発揮の制約要因になっていると考えられる。

また、「新商品」の対象を農産加工品等に限定していることであるが、確かに6次産業化は1×2×3であり、1次産業を含まないサービス業を支援の対象にすることはそもそも趣旨に合致しないのかもしれない。しかし、過疎化・高齢化が進む農村においていま切実に求められているのは、地域の中での定住を可能にする所得機会を創り出すことであり、こうした方向性を追求する際に十分な対応ができない支援策ならば、逼迫した現場においては大きな意味を持たない。

現行制度のデザインに当たっては、多分に地域農業あるいは農地の保全等が意識されていると考えられる。このこと自体を否定するつもりは決してないが、地域農業や農地を守るためにも最優先で考えるべきは地域の中に所得機会をつくることであり、そのために地域資源をフル活用したビジネスづくりを進めることなのではなからうか。6次産業化制度はこうした点を大局に据えた制度デザイン、すなわち農村ビジネス政策としての再設計が期待される。そしてこの観点からの見直しは、必ずや当制度に対する農林漁業者の求心力を高めることとなるだろう。

(にしい けんご)

町とともに多様な木材活用を進める下川町森林組合

研究員 安藤範親

1 はじめに

旭川市より北に車で約100km、北海道北部に下川町は位置する。町内は森林資源が豊富にあるため林業・林産業を基盤とした産業振興が進められている。また、以前から低炭素社会実現に向けて木材利用による二酸化炭素削減に取り組んでおり、2011年には政府より「環境未来都市」として、環境や高齢化対応に関する成功事例を創出するための実践の場を選定された。町では、森林総合産業の創造とエネルギーの完全自給、少子高齢化社会への対応を3つの柱にして将来に向けた地域づくりを展開している。そのなかで町とともに活動する下川町森林組合(以下「同森組」)の取組みを紹介したい。

2 環境に配慮した森林経営

下川町は、人口約3,600人の内陸の町で、土地面積64,420haのうち約90%が森林であり、古くから林業・林産業が町の経営基盤となってきた。森林は、国有林が48,580ha、民有林が8,408ha(町有林4,583ha〈うち育成林約2,700ha〉、私有林3,825ha〈うち育成林約2,400ha〉)であり、その多くをトドマツ、カラマツが占める。

国有林は、上川北部森林管理署が管理するため本稿では扱わないが、町有林では、同森組が管理主体となり、毎年50ha程度の伐採と植林、60年間の育林を繰り返すことで、毎年の成長量に見合う分の木材生産を行う「循環型森林経営」を構築している。私有林も同様の森林経営を行っており、同森組は合わせて年間100ha程の伐採計画を立てている。加えて間伐を毎年150~200ha行っている。これらにより年間2万m³の丸太生産を目標とした経営を行っている。

また、持続可能な森林経営を適切に行って

いることを証明するFSC森林認証を取得しており、現在、国有林503ha、町有林4,210ha、私有林1,838haの認証を受けている。認証を受けた山から出材される丸太は年間1万m³であり、現在も全民有林への認証拡大に向けて活動を進めている。

町内の林産業は、集成材工場などが8社10工場あり、素材消費量は年間約10万m³である。

3 余すところなく木材活用

同森組では、山からの資源を余すところなく活用しており、「小径木」はくん煙・円柱・防腐処理により土木・建築資材に、「中径・大径木」は集成材加工により構造用材に、「製材廃材」はチップ化し畜産敷料・ボイラー燃料に、「枝葉」は門松や精油に加工している。

なかでも、大阪の木材加工メーカーとともに10年から取り組んでいる「オー・ディーウッド」は、木材価格の低かった径級11~14cmのトドマツ間伐材を防腐液で耐久処理し土木材料として高付加価値化した木材である。

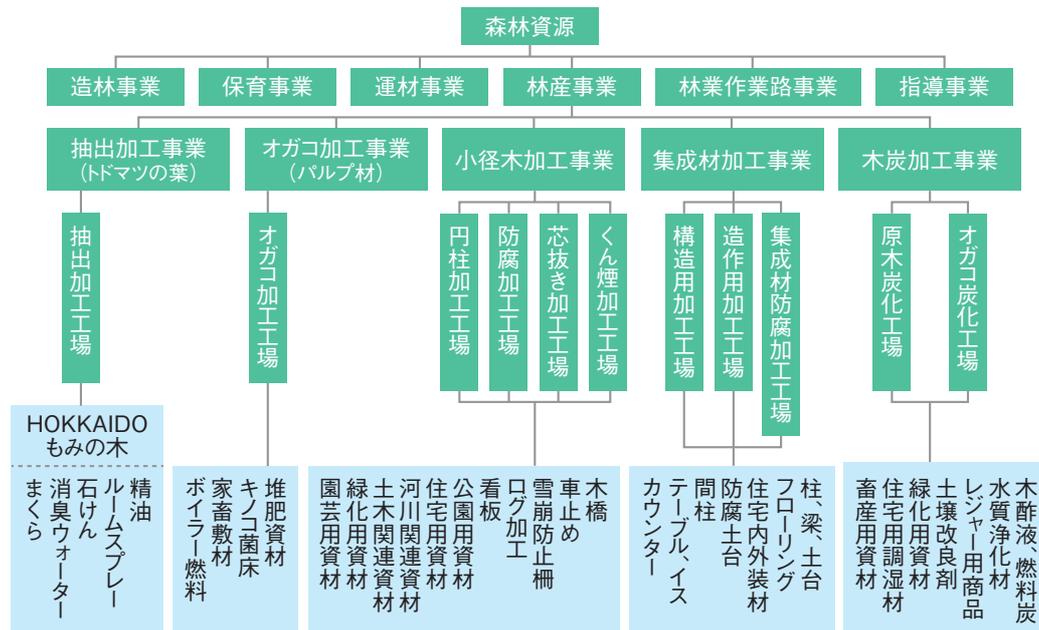
「オー・ディーウッド」は、土木用の高耐久処理木材で治水用ダムや護岸工事、木柵、土留、木橋などに利用され、13年度は1,200m³の生産を見込んでいる。土木における木材利用は、従来は使い捨てだったが、屋外使用30年以上という耐久性で、鋼材やコンクリートを代替する資材として期待されている。

4 地域で取り組む木材の加工と利用

同森組は、木を育て伐採し加工する川上から川下までの一体化した仕組みを構築しており、木材を地域内で加工することで、町内に林産業を育てている(第1図)。

また、製材加工における特定事業への集中によるリスクを避け、林産・造林事業とともに

第1図 下川町森林組合における木材利用



出典 下川町森林組合

に事業の多角化を推進し、収益機会の拡大を図っている。

町では、地域内で木材を利用する取組みを進めている。05年に公共温泉施設に最初の木質バイオマスボイラーを導入して以降、高齢者複合施設や役場などにも導入し、現在、8基の木質バイオマスボイラーが稼働しており、公共施設の約40%の熱需要を賄っている。

さらに、町の中心部から12kmほど離れた一の橋という地区の公営住宅の建替えに伴う事業では、少子高齢化、過疎化の解消に向けた新しいモデルづくりとして、①二酸化炭素排出削減、②地域材活用、③高齢者対応を同時に実現する集住化施設の建設など統合的な地域開発に取り組んでいる。

①二酸化炭素排出削減では、木質バイオマスボイラーによる地域熱供給システムや太陽光発電を導入し、再生可能エネルギーを各種施設(集住化施設、住民センター、郵便局、障害者支援施設、育苗ハウス)に供給している。また、②地域材活用では、建物の構造材や造作材、フローリング、外壁等に町内で生産されたカラマツ等を使用している。さらに、③高齢者対応では、買い物支援サービスや高齢者

等が活躍できる場の創出、若者の移住定着支援などを展開している。

5 おわりに

以上のように、同森組は川上から川下までの一体化した事業体制を整備することで経営基盤の確立を図り、町と協力関係を築きながら、林業・林産業の活性化を促進している。今では同森組の余すところなく木材を利用するシステムや地域材を活用する町の取組みに学ぼうと国内外からの視察者が絶えなくなった。

今後も下川町は、林業・林産業を強化する予定で12年の生産額33億円/年から22年には40億円/年規模までに拡大する計画を立てており、ますますの発展が期待される。

ただし、若者を呼び戻し人口減少に歯止めをかけるためには雇用の確保が課題である。木材価格の長期低迷から、林業・林産業の経営は厳しい状況が続いていることに加えて、北海道内では冬に積雪で住宅建築や公共事業などが減少するため林業生産が減り、冬季の雇用を確保し難い。冬場に働ける場を創出することが求められている。

(あんどう のりちか)

農林金融2013年12月号

フランスの協同組合銀行の生活困窮者への相談対応
(重頭ユカリ)

フランスの協同組合銀行クレディ・アグリコルでは、失業、離婚、病気、配偶者との死別などによって生活面、経済面での問題を抱える人に相談対応を行うポワン・パスレルと呼ばれる窓口を66か所設置しており、これまでに累計45,700人に相談対応を行った。

こうした取組みの背景には、地域の中で相互に助け合うという協同組合の精神が根底にあることはもちろん、一定の地域をベースとして業務を行っており、地域の他の組織等との連携を行いやすい、退職者や地区金庫の理事などがボランティアでの伴走者となるなど人材が豊富だということがある。こうした活動は、協同組合銀行は金融包摂に対して役割を果たしていると評価される一因となっている。

資金循環の構造変化と農協信用事業

(小野澤康晴)

バブル崩壊以後のわが国について、経済の実体的な側面と、同時に進んできた金融面の動きの基本的な関係を把握するため、マクロ的な貯蓄投資動向と資金過不足の推移等を整理した。その結果、バブル崩壊後当初の10年である90年代よりも2000年以降の方が、様々な構造変化が明確になっている。現代経済の構造変化を総合的に把握する枠組みとして、資本市場の影響力が強まるなかでの企業行動の変化、及びその結果としての格差拡大や不確実性の高まりといった状況を、経済の「金融化」(financialization)という概念をベースに批判的に分析する流れが海外では広がっている。わが国経済の構造変化の把握においても、金融化の枠組みは有効と考えられ、そのことは、農協信用事業における協同組織性を生かした取組みの重要性の高まりを示唆するものである。

農林金融2014年1月号

2014年の内外経済金融の展望

(南 武志、山口勝義、木村俊文、王 雷軒)

リーマン・ショック以降の世界経済を牽引した新興国経済では13年も減速が続いたこともあり、先進国経済の相対的地位が向上しつつある。特に、米国では民間部門を中心に底堅く推移し始めており、金融緩和策からの出口の時期が注目を浴び続けた。また、政府機関の一時閉鎖にまで発展した米連邦債務上限問題も世界経済、金融・資本市場に影響を及ぼした。

国内経済に目を転じると、アベノミクスへの期待感などによって回復傾向を強めており、家計・企業の景況感は大きく好転している。しかし、14年4月に予定される消費税増税によって、デフレ脱却や成長促進に向けた動きは一旦足踏みを余儀なくされるだろう。日本銀行は異次元緩和策を一段と強化せざるを得ないと予想する。

個人リテール金融の最近の注目点

(高山航希)

安倍政権下で進められている大胆な金融緩和の影響で、家計が保有する株式や投資信託の評価額が大幅に上昇し、家計金融資産残高を押し上げた。ただ、家計が市場性金融商品をトータルで買い増す動きは依然強くなく、個人預貯金残高の前年比増加率も高い水準を維持している。また、住宅ローン残高を中心に家計金融負債も増加しており、消費税増税前の駆け込み需要が一因とみられる。

預貯金など安全資産への根強い志向には少子高齢化等の影響があると考えられる。少子高齢化は将来的に個人リテール金融の規模の伸び悩みの要因ともなり、金融機関の競争の激化が予想される。一方で14年以降、NISAの導入、相続税課税強化、消費税増税など重要な制度変更が行われる予定であり、競争の質も変化していくであろう。

農林金融2013年12月号

(外部寄稿)

協同組合による医療と介護の可能性

(大阪大学大学院 人間科学研究科 教授 斉藤弥生)

目次

はじめに

- 1 なぜ今、協同組合医療、協同組合介護なのか
 - (1) ペストフの危機感
 - (2) 協同組合が提供する福祉サービスの質
 - (3) 「共同生産」
- 2 日本の協同組合医療
 - (1) 日本における協同組合医療の始まり
 - (2) JA厚生連(全国厚生農業協同組合連合会)
- 3 JA長野厚生連佐久総合病院の取り組み
 - (1) その医療活動の特徴
 - (2) 在宅での終末期医療を可能にするネットワーク
 - (3) 在宅で死を迎えること
- 4 協同組合医療の「共同生産」「共同管理」「共同統治」

農林金融2014年1月号

日本農業をめぐる情勢と見通し

(一瀬裕一郎)

本稿では、近年の日本農業の現状を概観した上で、今後も農業に大きな影響を与えるとみられる5つの話題を取り上げて整理した。取り上げた話題は、米政策に関する議論、TPP、東日本大震災、農業者支援、食品流通である。

農業は生命維持に不可欠な食料等を供給するとともに、地域経済や文化を支えている極めて重要な産業である。しかし、日本では現在、農業者の高齢化や農業産出額の減少等、農業生産基盤の脆弱化が進んでおり、米政策も見直されつつある等、農業が岐路に立っている。TPPの帰趨はその流れを加速させる可能性があり、日本農業は原発事故の軛からもいまだ完全には逃れられていない。一方で、農業者支援の新しい枠組みや食品輸出の促進等の動きが生じ始めており、注目される。

金融市場

2013年12月号

潮流 2014年に先送りされたもの

情勢判断

年度末にかけて駆け込み需要によって高めの成長継続

情勢判断(海外経済金融)

- 1 政府機関閉鎖にもかかわらず、底堅く推移する米国経済
- 2 日本化する？ユーロ圏の経済
- 3 緩やかな回復を続ける中国経済

2013～15年度経済見通し

今月の焦点

注目される米国の年末商戦

分析レポート

遅れて「新興国ショック」に反応したインドネシア経済

連載

- 1 物価 古今東西
企業物価指数
- 2 新興国ウォッチ！
国際収支(2)

2014年1月号

潮流 欧州の挑戦

情勢判断

- 1 「企業から家計へ」の流れは定着するか
- 2 2013～15年度改訂経済見通し
(2次QE後の改訂)

情勢判断(海外経済金融)

- 1 回復の勢いが強まる米国経済
- 2 経常収支から見たユーロ圏主要国の経済情勢
- 3 持ち直しの動きが続く中国経済

分析レポート

- 1 インドネシア経済が直面する経常赤字
- 2 岩手県の震災復興における公的支援の活用状況
- 3 日本のシェールガスの輸入

連載

- 1 物価 古今東西
期待インフレ
- 2 新興国ウォッチ！
国際収支(3)

2013(平成25)年の主な出来事

海外の話題

香港は日本ブーム、だが…

伝統食を病院給食に取り入れて

秋田県厚生農業協同組合連合会 平鹿総合病院 栄養科
栄養技師長 木村京子

平鹿総合病院栄養科は管理栄養士6名、栄養士4名、調理師23名、調理員7名、事務員1名で構成され、直営で給食業務を行っております。当科のモットーは「安全で美味しい食事を笑顔でお届けいたします」。裏スローガンは「余力を残すの大嫌い」になっております。何事にも一生懸命、余すところなく力や知恵を出し切りたいと日々頑張っております。

さて、食料自給率の低下や食品安全性の問題等により、地産地消の重要性・必要性がより一層高まりを見せております。また、先人から受け継がれて地域に残る「伝統の味」が家庭では作られなくなり、食に関わる文化さえも失われつつある状況にあります。このような食環境では季節感は失われ、「食」の背景を知らずに暮らし、「食」への無関心はそのまま農業や郷土への無関心にも繋がりがかねないと非常に危惧の念を抱いております。そこで、微力ではありますが、食を職業とする私たちに何かしらできる事はないかしらと考え「伝統食の継承」を目的に、横手地域の郷土料理や地場産食材を用いた料理を病院給食に取り入れる活動を行うことにいたしました。

師匠は身近にいるJA組合員の方々をお願いいたしました。まずは、

①病院職員を対象にJA助け合い組織による伝統食の調理実習を行う。

②横手地域の伝統食「バツケ味噌」「笹まき」等をいろいろな制限のある疾病毎のレシピを作成し提供する。

③JA女性部の地場産食材を用いた創作料理

やJAきのご部会主催のきのご料理のコンテストに審査員として参加し、平鹿病院院長賞を選び、その受賞料理を病院給食へ取り入れる。

一年を通じて、春には「バツケ味噌」「笹まき」、夏は「こざき練り」「えご寒天」、秋は「茄子の花ずし」、冬は「お焼き」「凍み大根」等の伝統食を提供し、また、地場産食材を用いた創作料理「塩麹味タラ入り南瓜コロッケ」は考案者の紹介やレシピを記載したカードを添えて提供いたしました。その後の患者アンケート調査の結果では「懐かしい味」「退院したら作ってみたい」「母を思い出し嬉しかった」等のご感想を頂戴し、特に御高齢の方々には大変喜ばれております。

笹まきを初めて病院給食としてお出しした時、飲み込みの悪い患者さんがどうしても笹まきを食わずと泣きだした事がありました。看護師さんに見守りをお願いし、喉に詰まらせない様、少量ずつ食べていただいた事を思い出します。現在は、嚥下困難な患者さん用のレシピも確立し、泣かせてしまうような事はなくなりました。

食を提供する栄養科は食事療法をもって患者さんに楽しみを与える事やQOL(Quality of Life、生活の質)の向上ができ、また、地域食文化の継承や地域農業の活性化にも寄与する事ができます。今後も一生懸命、余力を残す事なく疾病治癒の為に役立つ美味しい食事作りに励みたいと思っております。

(きむら きょうこ)

農中総研のホームページ <http://www.nochuri.co.jp>

『農林金融』『金融市場』などの農林中金総合研究所の調査研究論文や『農林漁業金融統計』の最新の統計データが、ホームページからご覧になれます。

また、メールマガジンにご登録いただいた方には、最新のレポート掲載の都度、その内容を電子メールでお知らせするサービスを行っておりますので、是非ご活用ください。

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。

農中総研 調査と情報 | 2014年1月号(第40号)

編集・発行 **農林中金総合研究所**
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12
Tel.03-3233-7748 Fax.03-3233-7791
URL:<http://www.nochuri.co.jp>
E-mail:itazaki@nochuri.co.jp